

卒業必修	保育士必修	幼稚園教諭必修	選択(/ /)
授業科目名：日本国憲法 英語表記：Japanese Constitutional Law ナンバリング：1011		単位数：2単位 (半期) 講義	担当教員名：高乗正臣 担当形態：単独
科目/系列		/	
施行規則に定める科目区分 または事項等/教科目		/	
【授業の到達目標及びテーマ】 1. 近代憲法が採用する立憲主義と法治主義の考え方を理解し説明することができる。 2. 日本国憲法の基本原理と「法学的・論理的な考え方(Legal mind)」を理解することができる。 3. 基本的人権、こどもの人権の意義を理解し、その尊重を教育・保育現場で実践できる。			
【授業の概要】 日本国憲法の基本原理を概説し、特に人権保障の意義について詳しく解説する。人権と基本権の意味、法の下での平等、子どもの人権、教育を受ける権利などについて具体的に説明し、教育者・保育者として理解しておくべき憲法と人権保障の考え方について解説する。			
【学科の卒業認定・学位授与の方針との関連】			関連性
【知識・理解・技能】			
1. 保育・教育に必要な専門的知識を修得している。			○
2. 子どもの心身の発達特性や健康について理解している。			
3. 保育・教育の実践的な技能を身に付けている。			
【思考・判断・表現】			
1. 多面的な視点から問題を解決する対応方策を考えることができる。			○
2. 保育者として実行すべきことを実態に照らして判断し、選択することができる。			○
3. 保育・教育の意図やねらいを、保育実践を通して表現することができる。			
【関心・意欲・態度】			
1. 子どもを取り巻く社会の現状に関心を持っている。			○
2. 保育・教育に責任感を持って、協働して取り組もうとする意欲を持っている。			
3. 子どもの権利と最善の利益を尊重する態度を身に付けている。			○
【授業計画】 第1回：法学の基礎—日常生活と法、法治主義の意味、法と常識、六法 第2回：憲法の基礎—憲法とは何か、憲法と法律・条例・規則・命令 第3回：保育をめぐる法律問題①—踏切事故と保育士の責任 第4回：人権の意味と種類—自由権、受益権、参政権、社会権 第5回：外国人の人権保障—政治活動、社会権、公務就任権、判例解説 第6回：保育をめぐる法律問題②—園児のケガと幼稚園の責任 第7回：新しい人権—肖像権とプライバシー、自己決定権、 第8回：子どもの人権—子どもの権利条約、児童虐待防止法と保育者 第9回：法の下での平等—不合理な差別と合理的区別、判例解説、 第10回：保育をめぐる法律問題③—園内の事故と担任教員の責任 第11回：憲法と社会保障—生存権、生活保護の政府による実現 第12回：教育を受ける権利—人権としての意義と判例紹介 第13回：保育をめぐる法律問題④—体調不良園児と保育士の責任 第14回：国と地方のしくみ—国会、内閣、裁判所、違憲立法審査制度 第15回：まとめ—憲法による人権保障を教育・保育現場に生かす道		【授業時間外の学習】 ・予習：教科書の指示された範囲を読み、わからない言葉などを調べ、整理しておくこと(90分程度)。 ・復習：講義の内容をふりかえり、理解できたことを整理しておくこと。また、講義中に紹介した参考資料について調べてノートに補足し、自分なりに考えてみる(90分程度)。	

定期試験：筆記	
【授業の方法】 できるかぎり保育現場で起きた事件や身近な事例を題材として講義する。講義でとりあげたテーマについて毎回「小テスト」、「小レポート」を実施する。その際、小テストの解答用紙の余白に「質問または意見、取り上げてほしいテーマ」を記入してもらい、次回これにコメントをつけて返却する(minute paper 制度の導入)。テキストや憲法・法律の条文などは受講している学生に朗読してもらう方式をとる。	
【テキスト】 『保育者のための法学・憲法入門(第2版)』高乗正臣(成文堂、令和5年)。	
【参考書・参考資料等】 受講生全員に学習用の『小型六法全書』を貸与する。また、原則として講義を理解しやすくするために作成したプリント、資料を配付する。	
【学生に対する評価】 定期試験の成績(60%)、小テスト・小レポート(20%)、講義における朗読・応答・発問(20%)。ルーブリックを活用し、総合的に評価する。	
【履修上の注意】 保育の専門家となる責任と自覚をもって、積極的に講義に取り組む姿勢を求める。	
実務経験の有無：無	実務経験：
【実務経験を生かした教育内容】	